

住宅性能評価関連の平成 29 年 4 月 1 日改正点等について

技術部より、平成 29 年 4 月 1 日に施行される住宅性能評価関連の改正点等について、お知らせいたします。

今回の改正にあたり、以下の 2 点についてご注意ください。

● 平成 28 年 4 月 1 日施行に伴う移行措置の終了について

これまで、断熱性能を確認する外皮計算や一次エネルギー消費量の計算に用いる計算方法やプログラムは、いわゆる 25 年基準、28 年基準どちらを使用することも許容されてきましたが、建築物省エネ法の基準省令の改正に伴い、平成 29 年 4 月 1 日以降に申請されるものについては、25 年基準による計算等は認められなくなりますので、十分ご確認ください。

特に、長期優良住宅や低炭素建築物の認定申請においては、各所管行政庁への認定申請日が基準になりますので、技術的審査依頼の際にはご注意ください。

● 使用する各申請書の様式等の変更について

建築物省エネ法の基準省令の改正に伴い、各申請様式等の変更がなされます。各申請に使用する様式等の最新版を弊社のホームページにもご準備しておりますので、ご利用ください。

変更される様式等は以下の通りです。

□設計住宅性能評価

- ・設計内容説明書(各種工法)

□長期優良住宅

- ・設計内容説明書(各種工法)

□低炭素建築物

- ・認定申請書
- ・設計内容説明書(非住宅)
- ・必要図書一覧

□BELS 評価

- ・評価申請書
- ・掲載承諾書
- ・設計内容(現況)説明書

□性能向上計画認定

- ・認定申請書
- ・変更認定申請書
- ・技術的審査依頼書
- ・変更技術的審査依頼書
- ・技術的審査取下げ届
- ・必要図書一覧

□性能認定表示

- ・認定申請書
- ・技術的審査依頼書
- ・変更技術的審査依頼書
- ・技術的審査取下げ届
- ・必要図書一覧